

ワイズテック・グローバル・データ処理付属書

目次

はじめに	3
条項	3
1 承諾	3
2 適用範囲	3
3 定義	3
4 処理内容	4
5 管理者の指示による処理	4
6 WTG 独自の目的による処理	5
7 管理者の義務	5
8 データ主体の権利	6
9 セキュリティ	6
10 認証、情報要求、監査	6
11 データ保護影響評価	7
12 インシデント管理と通知	7
13 副処理者	7
14 許諾関連会社	8
15 責任の制限	8
16 EEA/スイス/英国からの国際的な移転	9
17 その他の国別規定	9
18 期間および終了、個人データの返却または削除	9
19 雑則	9
署名	10
別紙 1 - 処理内容	11
1 当事者一覧	11
2 移転の内容	11
3 管轄監督当局	13
別紙 2 - EEA/スイス/英国	14
1 適用	14
2 データ移転元/データ移転先	14
3 ドッキング	14
4 管理者指示の範囲	14
5 データ削除	14
6 TOM	14
7 個人データ漏えい	14
8 情報請求と監査	14
9 副処理者	14

10	データ主体の権利.....	15
11	責任.....	15
12	監督官庁.....	15
13	当局からの要請.....	15
14	準拠法.....	15
15	裁判所.....	15
16	付属書.....	16
17	スイス法に準拠した移転.....	16
18	英国法に準拠した譲渡.....	16
別紙 3	- 米国.....	17
1	定義.....	17
2	加工の制限.....	17
3	法令遵守および通知義務.....	17
別紙 4	- 中国.....	18
1	定義.....	18
2	データの収集および移転.....	18
3	優先順位、準拠法および管轄.....	19
別紙 5	- 台湾.....	20
1	適用.....	20
2	データ移転元/データ移転先.....	20
3	定義.....	20
4	個人データの越境移転.....	20
5	データ移転元およびデータ移転先の義務.....	20
6	準拠法および管轄裁判所.....	21
別紙 6	- オーストラリア.....	22
1	定義.....	22
2	一般原則.....	22
3	クロスボーダー開示.....	22
別紙 7	- ブラジル.....	23
1	処理規定.....	23
2	移転規定.....	23
別紙 8	- トルコ.....	24
1	移転規定.....	24
2	処理規定.....	25

はじめに

このデータ処理付属書および別紙（DPA）は、WTGによるサービス（本サービス）の提供に関するWTGと関連する取引先との間の契約（本契約）の一部を構成します。本DPAは、個人データの処理に関する両当事者の合意、および個人データ処理の安全性に関するWTGのコミットメントを反映したものです。

条項

1 承諾

1.1 本DPAは、WTGによって事前に署名され、管理者によって承諾された日（発効日）に発効します。管理者は、自己の名において、さらにその許諾関連会社を代理して、以下の方法により本DPAを承諾します：

- (a) 本DPAが組み込まれた本契約に署名し、承諾すること；
- (b) 本DPAに署名すること；
- (c) eRequestで組織アカウントを作成する際など、「クリック・トゥ・アクセプト」プロセスで本DPAを承諾する場合；または
- (d) WTGから、管理者の個人データの処理にDPAが適用され、管理者が本契約を解除することによりDPAを承諾しない選択肢がある旨の通知を受領した後10日間、本サービスの利用を継続すること。

1.2 管理者は以下の事項に同意します：

- (a) 別紙1の1にある「データ移転元」の項目に記入し、署名すること；かつ
- (b) 1.1に基づく承諾後10日以内に、記入・署名された別紙1の1をWTGに電子メール（licensemanagement@wisetechglobal.com）で返送すること。

2 適用範囲

2.1 本DPAは、以下の場合、本契約の付属書であり、その一部を構成します：

- (a) 管理者として本DPAを承諾する者が本契約の当事者であること；かつ
- (b) WTGは、本契約に基づき提供される本サービスに関する管理者のための処理者であること。

2.2 本DPAは、本契約の当事者であることによりWTGと直接的な契約関係を持たない者が承諾または署名したとみなされる場合、有効ではなく、拘束力もありません。

3 定義

3.1 このDPAでは：

関連会社とは、対象事業体を支配する、支配される、または対象事業体と共通の支配下にある事業体をいう。この定義において、「支配」（「支配されている」、「共通の支配下にある」などの表現も含む）とは、議決権証券の所有、契約、その他を問わず、直接的または間接的に、対象事業体の経営や方針に指示を与えたり、支配的な影響力を行使したりする力を保有することを意味します。

許諾関連会社とは、管理者の関連会社のうち、以下のものを意味します。

- (a) データ処理契約の締結を必要とするデータ保護法が適用され、かつ
- (b) 本契約に基づき本サービスの利用が許可されているもの。

管理者とは、本契約の当事者であるWTG以外の者を意味し、（別段の定めがない限り）その許諾関連会社を含みます。「管理者」という用語は、本契約の当事者であるWTG以外の者またはその許諾関連会社が、データ保護法に基づく処理者として行動する場合にも使用されます（この場合、WTGは副処理者として行動します）。

データ保護法とは、例えばEEAおよびその加盟国、スイス、英国、オーストラリアの法律および規則、並びにCCPAその他の米国法および州法を含むがこれらに限定されない米国の法律などの、

DPAに基づく個人データの処理に適用されるすべての国際法、国内法、および地方自治体法を含むすべての法律および規則を意味します。

データ主体とは、個人データに関連する、特定または識別可能な個人を意味します。

データ主体の要求とは、データ主体のアクセス権、修正権、処理制限権、消去権（「忘れられる権利」）、データポータビリティ、処理に対する異議、または自動化された個別意思決定の対象とならない権利など、データ保護法に基づく権利の行使をデータ主体が要求することを意味します。

EEAとは、欧州経済領域（European Economic Area）を意味します。

EUとは欧州連合を意味します。

EU SCCとは、2021年6月4日付の欧州委員会実施決定（EU）2021/914により承認された欧州議会および理事会の規則（EU）2016/679に基づく、個人データの第三国への移転に関する標準契約条項を意味し、現在 https://eurlex.europa.eu/eli/dec_impl/2021/914/oj に定められています。

eRequest は WTG のカスタマーサポートチケットシステムです。

GDPRとは、個人データの処理に関する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日の欧州議会および理事会規則（EU）2016/679を意味し、指令95/46/ECを廃止するものです（一般データ保護規則）。

ICO UK Addendumとは、英国情報コミッショナーが発行し、2022年2月2日に英国データ保護法2018のs119Aに従って英国議会に提出されたテンプレート Addendum B.1.0を意味し、その必須条項のセクション18に基づいて随時改訂されます。

情報セキュリティ文書とは、WTG 情報セキュリティウェブサイト

（<https://wisetechglobal.com/what-we-do/information-security/>）で入手可能な文書を意味します。

当事者とは、管理者と WTG のそれぞれを意味し、「両当事者」とは、管理者と WTG を総称したものを意味します。

個人データとは、特定のまたは識別可能な自然人に関連する情報であって、本契約において「顧客データ」、「お客様のデータ」またはこれらに相当する用語として定義されるデータ（の一部）を意味します。ただし、当該データは、管理者によって、または管理者のために本サービスに提出された電子データおよび情報です。

プライバシー文書とは、<https://wisetechglobal.com/legal/privacy-help-center/> で利用可能な WTG プライバシーヘルプセンターを意味します。

処理とは、収集、記録、整理、構造化、保存、修正または変更、検索、相談、使用、送信による開示、普及またはその他の方法で利用可能にすること、整列または組み合わせ、制限、消去または破壊を含む、自動化された手段であるか否かを問わず、個人データに対して実行されるあらゆる操作または一連の操作を意味します。

処理者とは、管理者に代わって個人データを処理する事業体を意味します。

副処理者とは、WTG または WTG グループのメンバーが委託する処理者、およびそれらの処理者がさらに委託する処理者を意味します。

TOMとは、[プライバシー文書](#)のウェブサイト上でその説明が公開されている、関連する本サービスの技術的・組織的措置を意味します。

WTGとは、本契約の当事者である WTG 事業体を意味します。

WTG グループとは、個人データ処理に従事する WTG およびその関連会社を意味します。

4 処理内容

個人データの Kategorie および処理目的を含む処理業務の詳細は、別紙1に記載されています。

5 管理者の指示による処理

- 5.1 管理者と WTG は、管理者がデータ保護法に基づく個人データ（または類似の概念）の管理者であり、WTG がデータ保護法に基づくそのデータ（または類似の概念）の処理者であることに同意します。ただし、管理者が個人データの処理者として行動する場合を除きます。この場合 WTG はデータ保護法に基づく副処理者となります。後者の場合、管理者は WTG に対して、WTG を副処理者として任命することを含む管理者の指示が、関連する管理者（管理者が処理者として行動する管理者の代理人）によって承認されていることを保証するものとします。
- 5.2 WTG は、以下の目的のために、管理者の文書化された指示に従ってのみ、管理者に代わって個人データを処理しなければなりません：
- (a) 本契約に従った処理；
 - (b) ユーザーが本サービスを利用する際に開始した処理であって、本契約の条項に合致するもの；かつ
 - (c) 管理者から提供されたその他の文書化された合理的な指示に従った処理（電子メールなど）。
- 5.3 適用される法律により要求される場合、WTG は管理者の文書による指示がなくても個人データを処理します。このような場合、WTG は、法律で禁止されている場合（GDPR または英国 GDPR が適用される場合：公共の利益という重要な理由に基づく）を除き、処理前に法的要件を管理者に通知する必要があります。
- 5.4 WTG は、管理者からの指示が GDPR に抵触する可能性があるとして WTG が判断した場合、管理者に通知しなければなりません。この場合、または WTG が管理者からの指示が他のデータ保護法に抵触する可能性があるとして判断した場合、WTG は、管理者が審査後確認または変更するまで、該当する指示の実行を停止する権利を有します。このため、管理者は、指示の合法性について WTG にあらゆる合理的な支援と保証を提供することに同意します。

6 WTG 独自の目的による処理

- 6.1 管理者は WTG に対し、特定のサービスや顧客に限定されない新しい製品、サービス、またはコンポーネントの作成（以下、**製品開発**）を含む WTG 独自の一般的な製品の研究開発の目的で、この処理の出力が管理者もしくはそのユーザー、またはその他の自然人を特定しない、または管理者の機密情報を明らかにしないことを条件に、個人データを処理する権限を付与します（以下、**製品開発処理**）。
- 6.2 製品開発処理において、WTG はデータ最小化の原則を適用し、以下の目的で個人データを使用または処理してはなりません：
- (a) ユーザーのプロファイリング；
 - (b) 広告または類似の商業目的；または
 - (c) 6.1 に定める製品開発以外の目的。

7 管理者の義務

- 7.1 管理者は、本サービスの使用において、データ保護法の要件に従い個人データを処理しなければなりません。これには、WTG を処理者またはサブ処理者として使用することをデータ主体に通知する適用要件も含まれます。
- 7.2 個人データの処理に関する管理者の指示は、データ保護法を遵守しなければなりません。管理者は、個人データの正確性、品質、合法性、および管理者が個人データを取得した手段について、単独で責任を負うものとします。管理者は、本サービスの使用が、データ保護法が適用される範囲で、個人データの販売またはその他の開示から オプトアウトした者を含む、いかなるデータ主体の権利も侵害しないことを表明し、保証するものとします。
- 7.3 特定のサービスに関して WTG と明示的に合意した場合を除き、管理者は、本サービスの使用において、データ保護法において特別なカテゴリの個人データまたは機微個人データ（または類似の概念）として定義される個人データ（人種または民族の出自、政治的意見、宗教的または哲学的信条、労働組合への加入、遺伝データ、自然人を一意に特定するための生体データ、健康データ、自然人の性生活または性的指向に関するデータを含む）を処理してはなりません。

8 データ主体の権利

- 8.1 法的に許可される範囲内で、WTG は管理者の個人データに関して WTG が受け取ったデータ主体の要求について、速やかに管理者に通知しなければなりません。
- 8.2 WTG は、管理者から書面（E メールで十分です）で権限を付与されない限り、データ主体の要求に実質的に回答することはできません。
- 8.3 処理の性質を考慮し、WTG は、データ保護法に基づくデータ主体の要求に対応する管理者の義務を果たすために、適切な技術的および組織的手段により、可能な限り管理者を支援しなければなりません。
- 8.4 管理者が本サービスを利用する際に、データ主体の要求に対応する能力がない場合に限り、管理者の要求に応じて、WTG は管理者がデータ主体の要求に対応するのに支援するために商業上合理的な努力を提供しなければなりません。この義務は、WTG が法的に許可され、データ対象リクエストへの対応がデータ保護法に基づいて要求される場合にのみ適用されます。適用される法律で禁止されていない限り、管理者はこの支援に関連する WTG の費用（内部費用を含む）を弁済しなければなりません。

9 セキュリティ

- 9.1 WTG は、個人データのセキュリティを確保するために、関連する本サービスの TOM を実施しています。これには、偶発的または違法な破壊、紛失、改ざん、不正な開示またはデータへのアクセス（以下、**個人データの侵害**）につながるセキュリティ違反に対する個人データの保護が含まれます。適切なセキュリティ・レベルを評価する際、両当事者は、最新の技術状況、実装のコスト、処理の性質、範囲、背景、目的、およびデータ主体に関わるリスクを十分に考慮しなければなりません。
- 9.2 WTG は、TOM の遵守を監視し、その変更が本サービス全体のセキュリティを著しく低下させず、データ保護法で要求されるセキュリティレベルが維持される限り、自由裁量で TOM を変更することができます。WTG は、関連する本サービスの TOM の重要な更新については、通常の手順で更新ノートを発行し、管理者が関連する更新を購読できる仕組みを用意します。
- 9.3 WTG は、個人データの処理に従事する職員が、個人データの機密性を知らされ、その責任について適切な訓練を受け、守秘義務を負うことを誓約しているか、適切な法的守秘義務を負っていることを確認しなければなりません。

10 認証、情報要求、監査

- 10.1 WTG は、本 DPA の義務の遵守を確保するための監査プログラムを維持し、本項（10）に定めるとおり、本 DPA の義務の遵守を証明するための情報を管理者に提供しなければなりません。
- 10.2 WTG は、関連する本サービスの情報セキュリティ文書に記載された証明書および監査報告書を取得しています。
- 10.3 10.4 に従い、管理者は、WTG の事業運営を不当に妨げることなく、通常の営業時間内に、合理的な事前通知の後、WTG を個人的に監査するか、管理者の単独の費用負担で、守秘義務の対象となり、WTG の競合他社として行動しない第三者の監査人を任命して監査を実施することができます。
- 10.4 10.3 に基づく監査には、以下の要件が適用されます：
 - (a) 管理者は、データ保護監督当局または管理者を最終的かつ拘束する裁判所の決定により、または管理者の個人データに関する WTG での個人データ漏えいに伴うデータ保護法に基づき、追加監査が要求されない限り、30 日以上 of 合理的な事前通知の後に限り、年 1 回を超えない範囲で WTG を監査することに同意します。
 - (b) 現地監査を開始する前に、管理者と WTG は監査の範囲、時期、期間について合意しなければなりません。WTG は、要請があった場合、合理的な期間内に、本 DPA に準拠する処理の監査を支援するための関連情報を管理者に提供しなければなりません。

- (c) 現地監査は、管理者と WTG の社員の安全、システムの安全、WTG と WTG の顧客データの機密性を確保するために、WTG が合理的に要求する安全、職場、セキュリティのプロトコルに従うものとします。
- (d) 監査を決定する際、管理者は WTG が保有する関連する証明書または監査報告書、および関連する本サービスの情報セキュリティ文書に記載されている内容を考慮する必要があります。要求された監査範囲が、過去 12 ヶ月以内に適格な第三者監査人によって発行された証明書または監査報告書で扱われ、WTG が監査された管理に重大な変更がみられないことを確認する証明書または報告書を管理者に提供した場合、管理者は証明書または報告書の対象となる同じ管理の監査を要求する代わりに、第三者監査報告書に示された調査結果を受け入れることに同意するものとします。
- (e) 管理者は、データ保護監督当局、裁判所、またはデータ保護法に基づいて開示が要求されない限り、監査報告書の結果が秘密に保たれることを保証しなければなりません。
- (f) ただし、監査が実施される前または情報が提供される前に、WTG が発生する費用を管理者に通知した場合は、WTG は管理者に対して、情報要求への対応および監査への支援に関して発生する合理的な費用（社内スタッフや外部請負業者の費用を含む）を請求することができます。

11 データ保護影響評価

WTG は、管理者の要請があれば、管理者の費用負担で、管理者による本サービスの利用に関連して、データ保護影響評価を実施するため、またはデータ保護監督機関に事前に相談するための合理的な協力および支援を管理者に提供しなければなりません。ただし、以下の場合に限ります：

- (a) データ保護法に基づく管理者の義務を遵守するために必要な場合；
- (b) 管理者が関連情報（WTG が提供するプライバシー文書の一部を含む）にアクセスできない場合；かつ
- (c) WTG が関連情報を保持している場合。

12 インシデント管理と通知

WTG は、個人データの侵害を認識した後、不当に遅延することなく管理者に通知しなければなりません。処理の性質および WTG が利用可能な情報に応じて、通知には、データ保護法に基づく管理者自身の通知義務の遵守を保証するために管理者を合理的に支援するための関連情報を含める必要があります。すべての関連情報を同時に提供することが不可能な場合限り、WTG は不当に遅延することなく、段階的に情報を提供することができます。管理者は、個人データ漏えいに関して、影響を受けるデータ主体または関連当局に向けられた公的声明または必要な通知の内容について、WTG と調整することに同意するものとします。

13 副処理者

- 13.1 管理者は、WTG または WTG 関連会社が副処理者と契約することに同意し、一般的に承認します。WTG が随時更新する可能性のある、該当する各本サービスの実行のための個人データ処理に従事するサブプロセッサの最新リストは、プライバシー文書のウェブサイトに掲載されています。WTG または WTG 関連会社は、各副処理者との間で、副処理者が提供する本サービスの性質に適用される範囲で、個人データの保護に関して本 DPA に記載されているよりも実質的に劣らないデータ保護義務を含む書面による契約を締結しています。
- 13.2 プライバシー文書には、該当する本サービスごとに新しい副処理者の通知を購読する仕組みが含まれており、管理者が購読した場合、WTG はこの仕組みを通じて管理者に新しい副処理者の通知を提供する必要があります。
- 13.3 管理者は、WTG の通知を受領してから 10 日以内に、上記13.2 の仕組みに従い、速やかに書面で WTG に通知することで、WTG による新しい副処理者の使用に異議を唱えることができます。管理者が新しい副処理者に異議を唱え、その異議が正当な根拠があり、不合理でない場合、WTG は管理者に不合理な負担をかけることなく、管理者が本サービスの変更を利用できるように合理的な努力を払うか、あるいは管理者の設定または本サービスの使用に商業上合理的な変更を推奨し、異議を唱えられた新しい副処理者による個人データの処理を回避しなければなりません。WTG が 30 日

以内の合理的な期間内に変更を行うことができない場合、管理者は WTG に書面で通知することにより、異議を申し立てられた新しい副処理者を使用せずに WTG が提供できない本サービスの関連部分を終了することができます。

- 13.4 副処理者による処理が行われない場合、WTG は、本 DPA に基づく義務に対する責任を免除されるわけではなく、WTG は、本 DPA（特に以下の15）および本契約の制限を条件として、本 DPA の条項に基づいて各副処理者のサービスを直接実行する場合に WTG が責任を負うのと同じ範囲で、副処理者の行為および不作為に対して責任を負います。

14 許諾関連会社

- 14.1 管理者は、該当する場合は EU SCCs を含み、スイスおよび英国からの移転のために必要に応じて調整された（ICO UK Addendum の形式）本 DPA を、許諾関連会社の名において、その代理として締結することを認め、同意します。これにより、WTG と各承認された関連会社との間で、14 の規定に従い、別個の DPA、および該当する場合は別個の EU SCCs の関係が確立されます。各許諾関連会社は、その DPA の義務、および該当する場合は本 DPA に組み込まれた EU SCC の義務に拘束されることに同意します。疑義を避けるため、許諾関連会社は WTG と別個の契約を締結するものではありません。

- 14.2 管理者は、本 DPA およびその許諾関連会社の DPA に基づく WTG とのすべてのコミュニケーションを調整する責任を負い、その許諾関連会社の DPA に関連するあらゆるコミュニケーションを、WTG に代わって行い、受け取る権利を有します。

- 14.3 許諾関連会社が WTG と DPA を締結した場合、以下の条件に従い、その DPA に基づき管理者の権利を行使し、救済を求める権利を有します：

- (a) その権利および救済措置の行使は、データ保護法に基づいて要求される範囲に限定されません；
- (b) データ保護法により、許諾関連会社がその DPA に基づく権利を行使するか、WTG に対して直接救済を求める必要がある場合を除き、両当事者は以下の事項に同意するものとします：
 - (i) 管理者のみが、許諾関連会社に代わって権利を行使し、救済を求めることができます；かつ
 - (ii) 管理者は、本 DPA およびその許諾関連会社の DPA に基づくあらゆる権利を、各許諾関連会社ごとに個別に行使するのではなく、自社およびすべての許諾関連会社を合わせて共同で行使しなければなりません（例えば、以下の14.3(c)）。
- (c) 両当事者は、10 に基づき監査を実施する場合、管理者は、合理的に可能な範囲で、自社およびすべての許諾関連会社のために実施される複数の監査依頼を1回の監査にまとめることにより、WTG および副処理者への影響を制限するためにあらゆる合理的な手段を講じなければならないことに同意します。
- (d) 管理者は、許諾関連会社関連会社から、許諾関連会社の名において、許諾関連会社を代理して、別個の DPA、および該当する場合は別個の EU SCCs 関係を締結する正当な権限を付与されていることを表明し、保証するものとします。

15 責任の制限

- 15.1 契約、不法行為またはその他の責任理論に基づくか否かにかかわらず、本 DPA、および許諾関連会社と WTG 間のすべての DPA に起因または関連する、各当事者およびそのすべての関連会社の責任は、合算して、本契約の責任限度額に従うものとし、当事者の責任に関する言及は、本契約およびすべての DPA に基づく、当該当事者およびそのすべての関連会社の責任を合わせたものを意味しません。

- 15.2 本契約およびすべての DPA に起因または関連する、管理者およびそのすべての許諾関連会社からのすべての請求に対する WTG およびその関連会社の全責任は、管理者およびすべての許諾関連会社を含む、本契約および本契約に基づき設定されたすべての DPA の両方に基づくすべての請求に対して総体的に適用され、特に、管理者およびいずれかの DPA の契約当事者である許諾関連会社のいずれか一方または両方に個別的かつ連带的に適用されるものではありません。

- 15.3 本契約に賠償責任に関する全体的な上限が含まれていない場合、本 DPA、および許諾関連会社と WTG 間のすべての DPA に起因または関連する各当事者およびその関連会社の賠償責任は、契約、不法行為、またはその他の賠償責任の理論に基づくものであるかを問わず、総計で、賠償責任の原因となった最初の事故から 12 ヶ月前に管理者およびその許諾関連会社が賠償責任の原因となった本サービスに対して支払った総額を超えないものとします。

16 EEA/スイス/英国からの国際的な移転

- 16.1 本サービスの提供にあたり、WTG は、EEA、スイス、または英国のデータ保護法の対象となる管理者または許諾関連会社の個人データを、EEA、スイス、または英国外の WTG および副処理者に転送する場合があります。
- 16.2 16.1 に基づくデータ移転については、管理者（管理者自身のために、およびその許諾関連会社を代理して）および WTG は、本 DPA の1.1 および1.2 に基づく受諾時に EU SCC（モジュール 2：管理者から処理者への移転）に拘束され、スイスおよび英国からの移転については必要に応じて調整されることに同意します（ICO UK Addendum の形式）。これらの EU SCC は、その全体が本 DPA に組み込まれたものとみなされ、本 DPA の別紙 2 にさらに明記されているとおり適用されます。EU SCC（モジュール 2：管理者から処理者への移転）が利用できなくなった場合、または WTG への個人データの越境移転を許可しない場合、管理者は、データ保護法に基づく移転要件を遵守するため、いずれかの当事者により法的に要求される可能性のある追加契約の締結またはその他の措置を取るために誠実に協力することに同意するものとします。
- 16.3 管理者は、WTG が EEA、スイス、または英国外への個人データの移転を伴う処理活動を（管理者に代わって）実施するために、本 DPA に基づいて副処理者を雇用する場合、WTG および副処理者は、これらの標準契約条項の使用条件が満たされていれば、スイスおよび英国からの移転のために必要に応じて調整された EU SCC（モジュール 3：処理者から処理者への移転）に依拠することができることに同意します。
- 16.4 本 DPA 本文の規定と、スイスおよび英国からの移転のために必要に応じて調整された EU SCC（モジュール 2：管理者から処理者への移転）の規定（ICO UK Addendum の形式による）との間に抵触または矛盾がある場合は、（調整された）EU SCC が優先されます。

17 その他の国別規定

- 17.1 本サービスの提供にあたり、WTG は EEA、スイス、英国以外の管轄区域のデータ保護法の対象となる管理者または許諾関連会社の個人データを、これらの管轄区域外にある WTG および副処理者に転送することがあります。
- 17.2 17.1 に基づくデータ移転、および特定の法域固有の処理要件に対応するため、別紙 3 以降の規定が本 DPA の不可欠な一部を構成し、これらの別紙にさらに明記されているとおり適用されます。
- 17.3 本 DPA 本体の規定と別紙 3 以降の規定との間に抵触または矛盾がある場合は、別紙 3 以降の規定が優先します。

18 期間および終了、個人データの返却または削除

- 18.1 本 DPA は、1.1 の発効日に発効します。本 DPA は、本契約が終了した場合、または本契約に基づく処理が恒久的に中止された場合に、自動的に終了します。
- 18.2 本 DPA が終了した場合、適用される法律が個人データの保存を要求しない限り、WTG は管理者に代わって処理されたすべての個人データを、管理者の選択により、管理者に返却するか、または削除しなければなりません。管理者の要求に応じて、WTG はこれらの義務の遵守を書面で確認しなければなりません。管理者が 60 暦日以内に個人データの返却権を行使しない場合、WTG は管理者の個人データを削除することができます。

19 雑則

- 19.1 本 DPA は、本契約に規定されている通り、またはデータ保護法に基づいて WTG が要求する場合、変更または修正されることがあります。WTG は、変更または修正について事前に管理者に通知する必要があります。管理者が WTG から本 DPA の変更または修正に関する通知を受領した後、10

日間本サービスの利用を継続し、本契約を終了するオプションが提供された場合、10 日間の本サービスの利用の継続により、本 DPA の変更または修正に同意したものとみなされます。

- 19.2 本 DPA のいずれかの条項が無効となった場合または無効となった場合であっても、残りの条項の有効性には影響しません。両当事者は、無効な条項と商業的に最も近い、法的に有効な結果を達成する条項の作成に協力しなければなりません。このことは、本 DPA の空白を埋める場合にも適用されます。
- 19.3 法律もしくは規則または司法上もしくは規制当局の決定により生じる WTG の義務は、本 DPA の影響を受けません。
- 19.4 本 DPA は、本契約に含まれる管理者の個人データ処理に関する同等の権利または追加の権利に代わるものではありません。本 DPA と本契約の間に抵触または矛盾がある場合は、本 DPA が優先します。
- 19.5 本 DPA は、両当事者間の本契約を規律する法律と同じ法律に準拠します。ただし、EU SCC については、EU SCC の第 17 条および本 DPA の別紙 2 の 14 (EEA/スイス/英国固有の移転規定) に基づき適用される法律が適用され、また、英国 GDPR が適用されるデータ移転については、ICO UK Addendum の第 15 項 (m) に関連して本 DPA の別紙 2 の 18 (EEA/英国/スイス固有の移転規定) が適用されます。別紙 3 以降の規定の対象となるデータ移転は、該当する別表の各法律 (該当する場合) に準拠します。
- 19.6 本 DPA は複数の言語で締結されています。本 DPA の異なる言語バージョン間で矛盾または不一致が生じた場合、本 DPA の英語バージョン (<https://www.wisetechglobal.com/legal/dpa/> で入手可能) が優先します。

別紙一覧

別紙 1: 処理の説明
別紙 2: EEA/スイス/英国
別紙 3: 米国
別紙 4: PRC

別紙 5: 台湾
別紙 6: オーストラリア
別紙 7: ブラジル
別紙 8: トルコ

署名

管理者のサイン

管理者

署名

名称

タイトル

別紙1 - 処理内容

本別紙1には、管理者およびその許諾関連会社に代わって WTG が行う個人データの処理に関する処理の詳細が記載されています。

1 当事者一覧

データ移転元：データ移転元の身元および連絡先詳細、および該当する場合はデータ保護責任者および／または欧州連合における代表者の身元および連絡先詳細。

名称管理者およびその許諾関連会社
住所

本条項に基づいて移転されるデータに関連する活動：本契約に基づく本サービスの履行

氏名、署名、日付

役割（管理者／処理者）：管理者およびその許諾関連会社は、それぞれデータ管理者として行動します。

データ移転先

名前 WTG
セバスチャン・クラスカ博士
弁護士、ディプロム・カウフマン
IITR Datenschutz GmbH, Eschenrieder Str.
電話番号+49 89 189 1736-0
E メール skraska@iitr.de

本条項に基づいて移転されるデータに関連する活動：本契約に基づく本サービスの履行

氏名、署名、日付



WiseTech Global Limited およびその関連会社のライセンス管理責任者兼権限のある役員、Maree Isaacs 氏

役割（管理者/処理者）：WTG はデータ処理者として行動します。

2 移転の内容

個人データが移転されるデータ主体の分類

本契約および本 DPA の使用および処理制限に従い、管理者は、管理者が独自の裁量で決定および管理する範囲の個人データを本サービスに提出することができ、これには以下のデータ主体のカテゴリに関する個人データが含まれる場合がありますが、これに限定されません：

- お客様；
- 顧客の顧客；
- 潜在的な顧客；
- 購読者；
- 従業員；
- サプライヤー；
- 正規代理店；かつ
- 担当者

移転される個人データの分類

本契約および本 DPA の使用および処理制限に従い、管理者は、管理者が独自の裁量で決定および管理する範囲の個人データを本サービスに提出することができ、これには以下のカテゴリの個人データが含まれる場合がありますが、これらに限定されません：

- 個人マスターデータ（重要個人データ）；
- 連絡先データ；
- 主要な契約データ（契約／法的関係、契約上または製品上の利害関係）；
- 顧客の履歴；
- 契約請求および支払いデータ；かつ
- 開示された情報（第三者からの情報、例えば信用照会機関や公的名簿からの情報）。

機微データが転送され（該当する場合）、データの性質と関連するリスクを十分に考慮した制限または保護措置が適用されます。例えば、厳密な目的制限、アクセス制限（専門の訓練を受けたスタッフのみのアクセスを含む）、データへのアクセス記録の保管、転送の制限、または追加のセキュリティ対策などが含まれます。

管理者は、特定のサービスに関して WTG と明示的に合意した場合を除き、データ保護法上、特別カテゴリの個人データまたは機微（センシティブ）個人データ（または同様の概念）と定義される個人データ（人種または民族の出自、政治的意見、宗教または哲学的信条、労働組合への加入、遺伝データ、自然人を一意に特定するための生体データ、健康データ、自然人の性生活または性的指向に関するデータを含む）を本サービスに提出してはなりません。WTG と合意した場合、具体的に適用される技術的および組織的手段は、関連する本サービスの TOM の説明の一部として記載されます。

移転の頻度（例えば、データが単発的に移転されるのか、継続的に移転されるのか）。

個人データは、管理者による本サービスの利用に応じて、継続的に移転されます。

処理の性質

処理の性質は、本契約に基づく本サービスの履行です。

データ移転とさらなる処理の目的

本契約に基づく本サービスの履行に必要な WTG による個人データの処理。

個人データの保存期間、またはそれが不可能な場合は、その期間を決定するために使用した基準
本 DPA の18 に従うことを条件として、WTG は、書面による別段の合意がない限り、契約期間中、
個人データを処理します。

(副)処理者への移転については、処理の対象、性質、期間も明記すること。

本 DPA の13 に従い、副処理者は、本契約に基づく本サービスの履行に必要な範囲で個人データを
処理します。本 DPA の18 に従い、書面による別段の合意がない限り、副処理者は本契約の期間
中、個人データを処理します。

各該当する本サービスの実行のために個人データの処理に従事する副処理者の最新リスト（WTG
によって随時更新される可能性があります）は、プライバシー文書のウェブサイトに掲載されてい
ます。

3 管轄監督当局

別紙 2（EEA/スイス/英国特定移転規定）の 12(c)において言及されている監督当局は、ハンブルグ
データ保護・情報自由委員会（Hamburg Commissioner for Data Protection and Freedom of
Information）です。

別紙 2 – EEA/スイス/英国

1 適用

本別紙 2 および本別紙 2 により実施される EU SCC は、以下の場合に適用されます。

- (a) 管理者またはその許諾関連会社のいずれかが、EEA およびその加盟国、スイス、または英国のデータ保護法の対象であること；かつ
- (b) 管理者またはその許諾関連会社の個人データは、EEA、スイス、英国外の WTG に転送されること。

2 データ移転元/データ移転先

EU SCC、ICO UK Addendum および本別紙 2 において、管理者および許諾関連会社は、個別または集合的に「データ移転元」であり、WTG は「データ移転先」です。

3 ドッキング

EU SCC 第 7 条（ドッキング条項）については、このオプションは適用されません。

4 管理者指示の範囲

EU SCC 第 8.1 条(a)および第 8.8 条については、個人データの処理に関する管理者からの指示は、本 DPA の 5 に記載されており、また、本サービスの履行を目的として、EEA、スイス、または英国外に所在する副処理者を含む第三者への転送が含まれます。

5 データ削除

EU SCC 第 8.5 条および第 16 条(d)について、両当事者は、個人データの削除の証明は、書面による要求があった場合にのみ、WTG から管理者に提供されなければならないことに同意します。

6 TOM

EU SCC 第 8.6 条(a)については、EU SCC の付属書 II に記載されている技術的および組織的措置がその要件を満たしているかどうかについて、管理者が独自に判断することに単独で責任を負うものとします。管理者は、本 DPA の実行時に、最新の技術状況、実行コスト、個人データ処理の性質、範囲、文脈、目的、および個人に対するリスクを考慮した結果、WTG が講じた技術的および組織的措置が、個人データに関するリスクに適したセキュリティレベルを提供することに同意するものとします。

7 個人データ漏えい

EU SCC 第 8.6 条(c)については、個人データ漏えいは本 DPA 12 に従って処理されなければなりません。

8 情報請求と監査

EU SCC 第 8.9 条に関して、WTG は本 DPA 10 に従い、管理者の情報要求および監査要求を処理しなければなりません。

9 副処理者

EU SCC 第 9 条(a)については、以下の事項が適用されます：

- (a) WTG は、本 DPA 13 に従い、副処理者を雇用するための管理者の一般的権限を有しています。各該当する本サービスの実行のために個人データ処理に従事する副処理者の最新リスト（WTG によって随時更新される可能性があります）は、プライバシー文書のウェブサイトに掲載されています。WTG は、本 DPA 13 の手順に従って、副処理者の変更をデータ移転元に通知する必要があります。
- (b) WTG が本サービスの提供に関連して副処理者と EU SCC（モジュール 3：処理者から処理者への転送）を締結する場合、管理者は、本契約により、WTG およびその関連会社に対し、

本サービスの提供に従事する副処理者がさらに副処理者と契約するための一般的な権限を管理者の代わりに提供する権限、および副処理者の追加または交換に関する意思決定および承認権限を付与します。

10 データ主体の権利

EU SCC 第 11 条については、本 DPA 8 に従い、WTG は苦情を処理する権限を有する窓口をそのウェブサイト上でデータ主体に通知しなければなりません。WTG は、本サービスの提供に関連する個人データに関して、データ主体から苦情を受けた場合、またはデータ主体から紛争を提起された場合、管理者に通知しなければならず、不当な遅延なく管理者に苦情または紛争を伝えなければなりません。WTG は、個々のケースにおいて管理者と別段の合意がない限り、当該要請を処理する義務を負わないものとします。EU SCC 第 11 条(a)に基づくオプションは適用されません。

11 責任

EU SCC 第 12 条については、以下の事項が適用されます：

- (a) EU SCC 第 12 条(a)に基づく WTG の責任は、本契約の制限に従うものとします；
- (b) EU SCC 第 12 条(b)に基づく WTG の責任は、GDPR 第 82 条(2)に規定されるように、GDPR の下で特に処理者に向けられた義務を遵守していない場合、または管理者の合法的な指示の範囲外もしくはそれに反する行為を行った場合、その処理によって生じた損害に限定されま
す；かつ
- (c) WTG は、GDPR 第 82 条(3)に基づき、損害の原因となった事象に対していかなる責任も負わ
ないことを証明する場合、本別紙 11(b)に基づく責任を免除されます。

12 監督官庁

EU SCC 第 13 条については、以下の事項が適用されます：

- (a) 管理者が EU 加盟国に設立されている場合、データ移転に関して管理者による GDPR の遵守
を確保する責任を負う監督当局は、管轄のデータ保護監督当局となります。
- (b) 管理者が EU 加盟国に設けられていないが、GDPR 第 3 条(2)に従って GDPR の適用範囲内に
あり、かつ GDPR 第 27 条(1)に基づいて代理人を任命している場合、GDPR 第 27 条(1)の意
味における代表者が設けられている EU 加盟国の監督当局が管轄のデータ保護監督当局とな
ります。
- (c) データ移転元が EU 加盟国に拠点を置いていないが、GDPR 第 3 条(2)の適用範囲内にあり、
GDPR 第 27 条(2)に基づく代理人を任命する必要がない場合、ハンブルグのデータ保護・情
報自由委員会 (Hamburg Commissioner for Data Protection and Freedom of Information)
が管轄のデータ保護監督当局となります。

13 当局からの要請

EU SCC 第 15 条(1)(a)については、以下の事項が適用されます：

- (a) WTG はその都度、データ主体ではなく、管理者（のみ）に通知しなければなりません：
 - (i) EU の SCC に基づいて移転された個人データの開示について、移転先の国の法律に基
づき、司法当局を含む公的機関から法的拘束力のある要請を受けた場合；または
 - (ii) EU の SCC の下で移転された個人データへの公的機関による直接アクセスを、移転先
の国の法律に従って認識すること。
- (b) 管理者は、必要に応じてデータ主体に速やかに通知する責任を負うものとします。

14 準拠法

EU SCC 第 17 条の準拠法は、本契約に適用される法律です。本契約が EU 加盟国の法律に準拠しない場合、EU SCC はドイツ法に準拠します。

15 裁判所

EU SCC 第 18 条(b)については、本契約により指定された裁判所が管轄裁判所となります。本契約が、本契約に起因または関連する紛争または訴訟を解決する専属的または非専属的管轄権を有する裁判所として、EU 加盟国の裁判所を指定していない場合、両当事者は、EU SCC に起因する紛争を解決する専属的管轄権をドイツの裁判所が有することに合意します。

16 付属書

EU SCC の付属書は以下のように補完しています：

- (a) 本 DPA の別紙 1 の 1 は、EU SCC の付属書 I.A を補完するものです。
- (b) 本 DPA の別紙 1 の 2 は、EU SCC の付属書 I.B を補完するものです。
- (c) 本 DPA の別紙 1 の 3 は、EU SCC の付属書 I.C を補完するものです。
- (d) 該当するサービスの TOM の記述にある技術的・組織的措置は、EU SCC の付属書 II です。
- (e) WTG が随時更新し、プライバシー文書のウェブサイト上で確認できる、各該当する本サービスの履行に個人データ処理に従事する副処理者の現在のリストは、EU SCC の付属書 III を形成しています。

17 スイス法に準拠した移転

スイスのデータ保護法が適用される個人データの移転については、両当事者は、以下にさらに明記するとおり、本別紙 2 の 1 ないし 16 に従い、EU SCC が適用されることに同意します：

- (a) EU SCC における GDPR、EU または EU 加盟国の法律に関する一般のおよび具体的な言及は、スイスのデータ保護法における同等の言及と同じ意味を持ちます；
- (b) EU SCC 第 13 条については、スイス連邦データ保護・情報コミッショナーが管轄のデータ保護監督当局です；
- (c) EU SCC 第 18 条(b)については、スイスの裁判所が、本項に定める EU SCC に起因する紛争の専属的管轄権を有します。
- (d) EU SCC 第 18 条(c)において、「加盟国」という用語は、スイスにいるデータ主体が、その常居所地（すなわち、スイス）でその権利を訴える可能性を排除するものと解釈してはなりません。

18 英国法に準拠した譲渡

英国 GDPR が適用される個人データの移転については、両当事者は、本 DPA の不可欠な部分を形成する ICO UK Addendum およびその代替第 2 部必須条項に同意します。両当事者は、本別紙 2 の 1 ないし 16 に従い、また ICO UK Addendum の必須条項によって修正されたとおり、EU SCC がこれらの移転に適用されることに同意します。ICO UK Addendum の第 17 項について、両当事者は、ICO UK Addendum の第 1 部の情報を以下の形式で、さらに以下に規定するとおり提供することに合意します：

- (a) ICO UK Addendum 第 1 部における「開始日」は、本 DPA の 1.1 に明記されている EU SCC の発効日です；
- (b) ICO UK Addendum 第 1 部の目的における「当事者」とは、本別紙 2 の 1 および 2 ならびに別紙 1 の 1 でさらに規定されているとおり、データ移転先および管理者としての WTG と、データ移転元としての WTG の許諾関連会社を指します；
- (c) ICO UK Addendum 第 1 部の目的における「主要連絡先」は、別紙 1 の 1 に指定された人物です；
- (d) ICO UK Addendum 第 1 部の目的における「Addendum SCCs」とは、本別紙 2 の 1 ないし 16 に明記されている EU SCCs です；
- (e) ICO UK Addendum 第 1 部の目的における「付属情報」とは、本別紙 2 の 16 で指定される情報です。
- (f) ICO UK Addendum 第 1 部について、データ移転先は ICO UK Addendum 第 19 項の条件に基づいて ICO UK Addendum を終了することができます。

別紙 3 – 米国

本別紙 3 の条項は、米国データ保護法に基づく WTG の米国データ主体の個人データ処理に適用されま
す。

1 定義

この別紙 3 において：

販売または**共有**は、適用される米国データ保護法で定められた意味を有します。

米国データ保護法とは、(a) カリフォルニア州プライバシー権法によって修正された 2018 年カリ
フォルニア州消費者プライバシー法 (Cal. Civ. Code § 1798.100 ~ 1798.199)、CCPA 規則 (Cal.
Code Regs. tit. 11, § 999.300 ~ 999.337)、およびカリフォルニア州司法長官またはカリフォル
ニア州プライバシー保護庁が提供する実施規則またはガイダンス (これらの各タイトルは随時修正
される場合があります) (以下「CCPA」)、(b) バージニア州消費者データ保護法 (Va.(b) バージ
ニア州消費者データ保護法 (Va. Code Ann. § 59.1-575-59.1-585)、(c) コロラド州プライバシー
法 (Colo. Rev. Stat. § 6-1-1301~6-1-1313)、(d) コネチカット州データプライバシー法 (Public
Act No. 22-15 § § 1-12)、(e) ユタ州消費者プライバシー法 (Utah Code § § 13-61-101 to 13-
61-404)、および(f)個人データの処理者に販売または共有の制限を課すその他の米国の法律、規
則、要件、または規制ガイダンス (いずれの場合も当事者に適用される範囲のもの)、およびそれ
らの修正を意味します。

2 加工の制限

2.1 WTG は以下のことを行ってはなりません：

- (a) 本契約に基づく処理のために管理者から提供された個人データを販売または共有すること；
- (b) 本契約に基づき収集された個人データを、税関当局、外部サービスプロバイダーおよび副処
理者、または適用される米国データ保護法の下で許可される場合を含むがこれらに限定され
ない、本契約および本 DPA の事業目的以外の目的で保持、使用、または開示すること；
- (c) 本契約に基づき収集された個人データを、本サービスの提供、本サービスおよび本 DPA の改
善もしくは向上を目的としたあらゆる合理的な活動、または適用される米国データ保護法に
基づき許可される活動を含むがこれらに限定されない、本契約に定める事業目的以外の目的
で保持、使用、または開示すること；または
- (d) 適用される米国データ保護法で許可されている場合を除き、本契約に基づいて収集された管
理者の個人データを、他の情報源から受領した個人データまたはデータ主体との交流から収
集した個人データと結合または更新することを含め、本契約に基づいて収集された個人デー
タを WTG と管理者の直接の取引関係外で保持、使用または開示すること。

2.2 誤解を避けるため、WTG は本契約および本サービスの提供に関連して、管理者から連絡先情報
を含む個人情報を収集することがあります。管理者は、WTG がそのような情報の管理者であるこ
とに同意し、さらに、WTG がそのような情報を使用して、管理者が関心を持つと思われる WTG およ
びそのビジネスパートナーの製品およびサービスに関するマーケティング、広告、販売促進情報を
管理者に送信することに同意するものとします。

3 法令遵守および通知義務

3.1 WTG は、管理者から提供された個人データについて、適用される米国データ保護法の下で管理者
に要求されるのと同レベルのプライバシー保護を提供します。

3.2 両当事者は、適用される米国データ保護法を遵守することに同意します。WTG は、適用される米
国データ保護法に基づく義務をもちや果たすことができないと判断した場合、管理者に通知しま
す。この場合、管理者は、個人データの不正使用を停止し、修復するための合理的かつ適切な措置
を講じることができます。

別紙 4 - 中国

WTG が(i)管理者としてお客様に代わって中国においてデータ主体の個人データを処理する場合、および/または(ii)管理者が中国から WTG に個人データまたはその他のデータを移転する場合、本別紙 4（中国固有の移転および処理規定）が適用されるものとします。

1 定義

- 1.1 「**管理者**」とは、PIPL に定義される「個人情報取扱者」またはその他の適用されるデータ保護法に定義される「データ取扱者」を意味します。
- 1.2 「**その他のデータ**」とは、重要なデータ、中核的な国家データ、および中国のデータ保護法で定義され定められている輸出制限の対象となるその他のデータを意味します。
- 1.3 「**個人データ**」とは、PIPL に定義されている「個人情報」を意味します。
- 1.4 「**PIPL**」とは、中国個人情報保護法を意味し、これに基づいて公布または作成された規則、通知、その他の解釈文書を含みます。
- 1.5 「**中国データ保護法**」には、中国サイバーセキュリティ法、中国データセキュリティ法、PIPL、個人情報のクロスボーダー移転に関する標準契約弁法、クロスボーダーデータフローの促進および標準化に関する規定、および中国の政府または規制当局によって発行されたその他の適用されるデータ保護法（随時発行または改正される）が含まれます。
- 1.6 「**処理**」とは、個人データの収集、保存、使用、処理、送信、提供、開示、および削除を意味します。
- 1.7 「**処理者**」とは、PIPL に定義される「委託された当事者」を意味し、管理者に代わり、管理者の目的のために個人データを処理する当事者を指します。
- 1.8 「**標準契約**」とは、個人情報越境移転標準契約弁法に基づく標準契約を意味します。
- 1.9 「**監督機関**」とは、中国サイバースペース管理局、または個人データおよびその他のデータの収集、移転および処理を規制する権限を有する中国のその他の規制当局を意味します。

2 データの収集および移転

- 2.1 管理者と WTG は、個人データまたはその他のデータの収集、移転、処理に関して、適用される可能性のある中国データ保護法の関連規定と合わせて、補遺に記載されたすべての規定と義務を遵守することに同意します。
- 2.2 管理者は、WTG および該当する場合、中国内外の許諾関連会社に個人データを転送するために必要なすべての通知を提供し、データ主体から必要なすべての同意を取得する責任を負い、必要な範囲で、かかる通知および同意が PIPL およびその他の中国データ保護法の要件に従って行われ、取得されたことを表明し、保証します。
- 2.3 管理者が PIPL またはその他の中国データ保護法に基づき、個人情報を中国国外に移転することを制限された場合、WTG は直ちにライセンス、製品またはサービスの関連部分の使用を中止し、ライセンス、製品またはサービスの関連部分を終了することができ、WTG は管理者の選択により、不当に遅延することなく保有する個人データを返却または破棄するものとします。
- 2.4 WTG は、管理者が PIPL およびその他の中国データ保護法を遵守するために合理的に必要な場合、管理者を支援することに同意します。これには、(i)個人データの侵害について監督機関に報告すること、または関連するデータ主体に通知すること、(ii)PIPL に基づく権利の行使に関するデータ主体の要求に対応すること、(iii)個人データの影響評価またはセキュリティ評価を実施するために、管理者またはその契約コンサルタントまたは専門サービスプロバイダーに情報を提供すること（該当する場合）が含まれます。
- 2.5 中国データ保護法により要求される範囲において、PIPL に基づく必要条件が満たされ、管理者がその義務が満たされたことを WTG に通知した場合、管理者と WTG は、管理者から外国の受取人である WTG への個人データおよびその他のデータの国境を越えた移転について、独立した契約を締結することに同意します。その他の場合、両当事者は、監督官庁の登録または承認が必要な場合のみ、独立した契約が必要となることに同意するものとします。

- 2.6 管理者は、監督当局と標準契約を締結し登録する必要がある場合、または中国のデータ保護法に基づき個人データまたはその他のデータの輸出の承認を得る必要がある場合、およびそのような要求の法的根拠を WTG に通知するものとします。
- 2.7 管理者は、WTG の書面による別途明示的な同意なしに、その他のデータを WTG に譲渡しないことを表明し、保証します。
- 2.8 管理者は、管理者が上記条項の義務に違反した結果、WTG およびその他の該当する WTG の関連会社に発生した費用、料金、損害、経費、損失、または課された罰金を補償するものとします。両当事者は、両当事者間の他の合意に規定された責任制限は、本条に基づく補償請求には適用されないことに同意します。
- 2.9 WTG は、第三者が本別紙および本 DPA に拘束され、中国データ保護法に基づくデータ保護契約を締結することに同意する場合に限り、個人データを第三者に開示するものとします。

3 優先順位、準拠法および管轄

- 3.1 本別紙および本 DPA は、PIPL およびその他の中国データ保護法の規定に照らして解釈されるものとします。本 DPA と本別紙に矛盾がある場合は、本別紙が優先するものとします。管理者と WTG が別途合意した、個人データまたはその他のデータの移転および処理に関する標準契約またはその他の合意と、本 DPA との間に矛盾がある場合は、別途合意された内容が優先するものとします。
- 3.2 本別紙は、本 DPA とともに、中国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。
- 3.3 本別紙と本 DPA を併せて読むことにより生じる紛争は、オーストラリア国際商事仲裁センター (ACICA) 仲裁規則に従い、仲裁により解決されるものとします。仲裁地はオーストラリアのシドニーとします。仲裁の言語は英語とします。

別紙 5 - 台湾

1 適用

個人情報保護法（PDPA）は、PDPA の実施に関する運用規定を含む本別紙に規定されるとおり、管理者およびその許諾関連会社のいずれかが PDPA の対象となり、その個人情報が台湾国外の WTG またはその関連会社に移転される場合に適用されます。

2 データ移転元／データ移転先

PDPA および本別紙 5 では、管理者および許諾関連会社は個別または集合的に「データ移転元」であり、WTG は「データ移転先」です。

3 定義

この別紙 5 において：

個人データとは、PDPA に規定される意味を有し、自然人の氏名、生年月日、国民 ID カード番号、パスポート番号、身体的特徴、指紋、婚姻状況、家族情報、学歴、職業、医療記録、ヘルスケアデータ、遺伝情報、性生活、身体検査記録、犯罪記録、連絡先情報、財政状況、社会活動、その他自然人を直接的または間接的に特定するために使用される可能性のある情報を指します。「個人データ」には、「特別カテゴリーの個人データ」または「機微個人データ」が含まれます。

非政府機関とは、PDPA に規定される意味を有し、政府機関以外の自然人、法人または団体を指します。本 DPA の義務を遵守する上で、本 DPA では「管理者」が「非政府機関」に置き換えられます。

委託業者とは、委託を受けて、または他人のために個人データを処理する個人または事業体を指します。DPA の義務を遵守する上で、本 DPA の「処理者」という用語が「委託業者」に置き換えられます。

処理または加工とは、自動化された手段によるか否かを問わず、収集、記録、整理、構造化、保管、修正または変更、検索、相談、使用、送信による開示、普及またはその他の方法で利用可能にすること、整列または結合、制限、消去または破棄を含む、PDPA で定義される「処理」または「使用」の意味に該当する、個人データに対して行われる操作または一連の操作を意味します。

PDPA とは、個人情報保護法を意味し、個人情報保護法施行規則（**施行規則**）および台湾の個人情報保護に関するその他の法令、規則を含みます。

適切な安全管理措置とは、施行規則第 12 条に基づき、個人データの盗難、改ざん、破損、破壊または漏えいを防止する目的で非政府機関が講じる技術的または組織的な措置をいいます。

4 個人データの越境移転

4.1 両当事者は、本別紙 5 および本 DPA に従って、非政府機関が個人データを WTG に移転し、WTG がその個人データを受領し処理することに同意します。

4.2 個人情報保護法（PDPA）第 21 条において、台湾の中央政府当局が以下のいずれかに該当する場合で移転に制限を課している場合、非政府機関は個人情報を WTG に移転してはなりません：

- (a) 台湾の主要な国益に関わる場合；
- (b) 国際条約または協定に規定がある場合；
- (c) 個人データの受領国が個人データ保護に関する適切な規制を欠いており、その結果データ主体の権利および利益が損なわれる可能性がある場合；または
- (d) 第三国（地域）への個人データの国境を越えた移転が、PDPA を回避するために行われる場合。

5 データ移転元およびデータ移転先の義務

5.1 PDPA 第 13 条および本 DPA 8 に従い、WTG はデータ主体が PDPA 第 10 条に基づき WTG に対して行った要請を速やかに非政府機関に通知し、不当な遅延なくその要請を非政府機関に伝えなければ

なりません。非政府機関は 15 日以内に要請を受諾するか拒否するかを決定しなければなりません。必要であれば期限を最大 15 日まで延長することができ、非政府機関はデータ主体に延長の理由を書面で通知しなければなりません。

- 5.2 PDPA 第 13 条について、WTG はデータ主体が PDPA 第 11 条に基づき WTG に対して行った要求または紛争を速やかに非政府機関に通知し、不当な遅延なくその要求を非政府機関に伝えなければなりません。非政府機関は、30 日以内に要請を受諾するか拒否するかを決定しなければなりません。必要であれば期限を 30 日まで延長することができ、非政府機関はデータ主体に延長の理由を書面で通知しなければなりません。
- 5.3 PDPA 第 27 条により、個人情報保有する非政府機関は、個人情報の盗難、改ざん、破損、破壊、漏えいを防止するため、適切な安全管理措置を講じなければなりません。台湾の中央政府関係機関は、特定の非政府機関を指定し、個人データ保護のための安全維持計画および事業終了後の個人データ廃棄規則を制定するよう命じることができます。非政府機関は、関係業界を管轄する中央政府当局が定めた計画および廃棄規則を遵守しなければなりません。

6 準拠法および管轄裁判所

- 6.1 PDPA 第 51 条に関して、本 DPA と併せて本別紙 5 は、中華民国（台湾）の法律に準拠します。
- 6.2 両当事者は、本別紙 5 に起因または関連する紛争、論争または請求の解決については、台湾台北地方裁判所を専属的管轄裁判所とすることに合意します。

別紙 6 - オーストラリア

本別紙 6 は、本契約に基づき提供されるサービスのために、管理者がオーストラリア国外の WTG にオーストラリア国内の個人の個人データを移転する場合（**オーストラリア移転**）に適用されます。

1 定義

1.1 このスケジュールでは

APP とは、プライバシー法の別紙 1 に定めるオーストラリアプライバシー原則を意味します。

プライバシー法とは、1998 年プライバシー法 (Cth) を意味し、その後継法または代替法を含みません。

2 一般原則

2.1 本 DPA は、オーストラリア移転に関連する APP の要件に対処するものです。

3 クロスボーダー開示

3.1 APP 8（個人情報の国境を越えた開示）の目的上、本 DPA は以下について規定しています。

- (a) 管理者が WTG に開示した情報を保護するために WTG が従う適用法；かつ
- (b) WTG が情報を保護するためにとる措置。

別紙 7 - ブラジル

本別紙 7 は、本契約に基づき提供される本サービス（**ブラジル移転**）のために、ブラジルにいる個人の個人データ（**ブラジル個人データ**）を管理者がブラジル国外の **WTG** に移転する場合に適用されます。

1 処理規定

- 1.1 本 DPA 6 において、**WTG** が自社の製品開発の目的で個人データを処理する場合、**WTG** は管理者とみなされます。
- 1.2 本 DPA 12 において、**WTG** が個人データ漏えいの影響を受ける個人データについて本別紙 7 の 1.1 に基づく管理者である場合、**WTG** は管理者への通知に加え、個人データ漏えいを知ってから 3 営業日以内にブラジルデータ保護局（**ANPD**）に通知しなければなりません。

2 移転規定

2.1 本別紙において

- (a) 管理者は「データ移転元」です；
- (b) **WTG** は「データ移転先」です；および
- (c) データ移転元およびデータ移転先を合わせて「両当事者」と呼びます。

2.2 本 DPA の別紙 2（EEA/スイス/英国）は、以下の変更を伴いブラジル移転に適用されます：

- (a) 「EEA およびその加盟国、スイスまたは英国のデータ保護法（**GDPR** を含むがこれに限定されない）」とは、ブラジルで適用されるデータ保護法、指令または規則（法律第 13,709/2018 号（ブラジルデータ保護法または「**LGPD**」）を含むがこれに限定されない）を意味するものとします；
- (b) 「EU 加盟国」または「加盟国」はブラジルの領土を指します；
- (c) 裁判所の管轄権および監督当局に関する言及は、ブラジルの裁判所および監督当局を指します。ブラジルの個人データの越境移転に関連する両当事者間の紛争は、ブラジルの関連裁判所で解決されるものとします。ブラジルの個人データの越境移転に関連するデータ主体によるすべての苦情は、該当する場合、**ANPD** の管轄に従うものとします；および
- (d) **EU SCC** における **GDPR**、**EU** または **EU 加盟国** の法律に関する一般적および具体的な言及は、**LGPD** における同等の言及と同じ意味を持ちます。

別紙 8 - トルコ

1 移転規定

- 1.1 トルコデータの保護法第 6698 号（トルコ DP 法）に基づき、トルコ以外の第三国へ個人データを移転するためには、トルコ個人データ保護局（トルコ当局）がそのウェブサイト上で公表しているトルコ標準契約（トルコ SC）を、管理者（管理者自身およびその許諾関連会社を代理して）と WTG との間で締結する必要があると、締結されたトルコ SC は本 DPA の不可欠な一部となります。
- 1.2 トルコ SC は、本別紙にさらに明記されている通り適用されます。本別紙には、管理者またはその許諾関連会社のいずれかがトルコ DP 法の対象であり、これらの事業体の個人データがトルコ国外の WTG に移転される場合、管理者およびその許諾関連会社に対するトルコ SC の実施に関する運用規定が含まれており、この場合、両当事者はトルコ SC を締結し、締結後 5 営業日以内にトルコ当局に提出することに同意します。両当事者はまた、両当事者やトルコ SC の内容に変更があった場合、またはトルコ SC が終了した場合、5 営業日以内にトルコ当局に通知しなければなりません。
- 1.3 トルコ SC および本別紙 8 において、管理者およびその許諾関連会社は個別または集的に「データ移転元」であり、WTG は「データ移転先」です。
- 1.4 トルコ SC 第 7.1 条(a)および第 7.8 条について、管理者またはその許諾関連会社からの個人データの処理および第三者への転送に関する指示は、本サービスの履行を目的としてトルコ国外に所在する副処理者を含め、本 DPA の 5 の対象となります。
- 1.5 トルコ SC 第 7.4 条および第 15 条(d)について、両当事者は、個人データの削除の証明は、書面による要求があった場合に限り、WTG から管理者に提供されることに同意します。
- 1.6 トルコ SC の第 7.6 条(a)について、管理者は、トルコ SC の付属書 II に記載された技術的および組織的措置がその要件を満たしているかどうかについて、独自の判断を下すことに単独で責任を負うものとします。管理者は、DPA の締結時に、最新の技術状況、実施コスト、個人データ処理の性質、範囲、文脈、目的、および個人に対するリスクを考慮した結果、WTG が講じた技術的および組織的措置が、個人データに関するリスクに適したセキュリティレベルを提供することに同意します。
- 1.7 トルコ SC 第 7.6 条(c)について、個人データの侵害は、本 DPA の 12 に従って処理されなければなりません。ただし、両当事者は、2019 年 1 月 24 日付 2019/10 号および 2019 年 9 月 18 日付 2019/271 号のトルコ個人データ保護委員会（「トルコ委員会」）の決定に記載された各個人データ侵害の手続きに従うものとします。
- 1.8 トルコ SC 第 7.8 条について、WTG はトルコ SC 第 7.9 条の条件が満たされる限り、本 DPA の 10 に従い、管理者の情報請求および監査請求を処理しなければなりません。
- 1.9 トルコ SC 第 8 条(a)については、以下の事項が適用されます：
 - (a) WTG は、本 DPA の 13 に従い、副処理者を雇用する一般的な権限を管理者から付与されています。WTG が随時更新する可能性のある、該当する各本サービスの実行のための個人データ処理に従事する副処理者の最新リストは、プライバシー文書のウェブサイトに掲載されています。WTG は、本 DPA の 13 の手順に従って、副処理者の変更をデータ移転元に通知する必要があります。
 - (b) WTG が本サービスの提供に関連して、副処理者との間で「処理者から処理者への移転」を規制するトルコの各 SC を締結する場合、管理者は WTG およびその関連会社に対し、管理者に代わり、本サービスの提供に従事する副処理者がさらなる副処理者と契約するための一般的な権限を提供する権限、および副処理者の追加または交換に関する意思決定および承認権限を付与します。
- 1.10 トルコ SC 第 10 条について、本 DPA の 8 に従い、WTG はデータ主体に対し、苦情を処理する権限を有する窓口をウェブサイト上で通知しなければなりません。WTG は、本サービスの提供に関連する個人データに関して、データ主体から苦情を受けた場合、またはデータ主体から紛争を提起された場合、管理者に通知しなければならず、不当な遅延なく苦情または紛争を管理者に通知しなければなりません。トルコ SC 第 10 条における義務を除き、WTG は、個々のケースにおいて管理者

と別段の合意がない限り、要請を処理する義務を負いません。トルコ SC 第 10 条 (a) に基づくオプションは適用されないものとします。

- 1.11 トルコ SC 第 11 条について、以下の事項が適用されます：
- (a) トルコ SC 第 11 条(a)に基づく WTG の責任は、本契約の制限に従うものとします。
 - (b) トルコ SC 第 11 条(b)に基づく WTG の責任は、管理者の合法的な指示の範囲外または指示に反して行った処理により生じた損害に限定されるものとします。
 - (c) WTG は、損害の原因となった事象についていかなる責任も負わないことを証明する場合、本別紙 8 の 1.11(b)に基づく責任を免除されるものとします。
- 1.12 トルコの SC 第 12 条について、以下の事項が適用されます：
- (a) 管理者によるトルコ DP 法およびその二次法の遵守を確保する責任を負う監督当局は、トルコ当局とします；かつ
 - (b) 管理者がトルコに拠点を有していないが、トルコ DP 法の適用範囲内にあり、データ管理者登録規則第 11 条に基づき代理人を任命している場合、監督当局はトルコ当局とし、管轄データ保護監督当局として行動するものとします。監督当局はトルコ当局とし、管轄データ保護監督当局として行動するものとします。
- 1.13 トルコ SC 第 14 条について、以下の事項が適用されます：
- (a) WTG は、トルコ SC に基づき移転された個人情報の開示について、移転先の国の法律に基づき、司法当局を含む公的機関から法的拘束力のある要請を受けた場合、その都度、データ主体ではなく、管理者（のみ）に通知しなければなりません；かつ
 - (b) 管理者は、必要に応じてデータ主体に速やかに通知する責任を負うものとします。
- 1.14 トルコ SC 第 17 条について、準拠法はトルコ法です。
- 1.15 本別紙 8 およびトルコ SC に起因する紛争はトルコ法に準拠し、両当事者はイスタンブール・チャラン裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- 1.16 トルコ SC の付属書は以下のように補完します：
- (a) トルコ SC の付属書 I は、本 DPA の別紙 1（処理の説明）の 1 および 2 に沿って記入されなければならない。本 DPA の別紙 1（処理の説明）に記載された情報に加え、データ移転元のデータ管理者登録システム情報を記載しなければなりません；
 - (b) 該当する本サービスの TOM の記述にある技術的及び組織的措置は、トルコ SCs の付属書 II です；かつ
 - (c) WTG が随時更新し、プライバシー文書のウェブサイト上で確認できる、該当する各本サービスの実行のための個人データ処理に従事する現在の副処理者のリストは、トルコ SC の付属書 III に記載されています。

2 処理規定

- 2.1 両当事者は、処理者が管理者の代理として特別カテゴリーの個人データを処理する場合、2018 年 1 月 31 日付のトルコ委員会の決定（2018/10 号）「特別カテゴリーの個人データの処理のためにデータ管理者が講ずべき適切な措置」に明記された措置を講じることにより、特別カテゴリーの個人データを処理し、移転することに同意します。
- 2.2 処理者である場合、WTG は管理者に代わって処理する個人データに関して、無期限で守秘義務を負うことを承諾し、約束します。
- 2.3 両当事者が管理者とみなされる場合、管理者は以下の事項に同意し、宣言し、約束するものとします；
- (a) WTG に移転された個人データは、トルコ DP 法およびその二次法に従って収集、処理、移転されたものであること；かつ
 - (b) 個人データの漏えいまたは個人データの漏えいと認定される可能性のあるインシデントが発生した場合、本別紙の 1.7 も管理者に適用されます。

- 2.4 当事者が、データ主体からの申請または公的機関もしくは団体からの要求/通知を受領し、それが本質的に他方当事者の責任下にある個人データ処理に関するものである場合、受領した当事者は、当該申請、要求または通知を他方当事者に提供するものとし、両当事者は、責任ある当事者が当該申請、要求または通知に適時に対応できるよう、必要な情報または書類を相互に提供しなければなりません。
- 2.5 両当事者は、両当事者の処理者が、本別紙に基づき他方の当事者に与えられた約束を遵守すること、および管理者は、他方の当事者に対し、処理者がこれらの約束を遵守しないことにより発生する可能性のある損害について直接責任を負うことに同意します。
- 2.6 管理者は、(i)管理者が自然人である場合、管理者の個人データの処理、および(ii)管理者の従業員または役員の個人データの処理に関して、WiseTech Global の [ウェブサイト](#) に掲載されている WTG のプライバシー通知を提供することにより、WTG を代理してデータ主体に適切に通知することを受け入れ、宣言し、約束します。